

# レセプト電算処理システム

(参加手続き及び診療報酬請求等に関する)

Q&A

(医科)

平成17年 7 月

兵庫県国民健康保険団体連合会

第4 診療報酬総括票について

Q1 「診療報酬総括票」に記入する主な項目は何ですか。

A1 医療機関番号、医療機関の所在地、電話番号、医療機関名称、開設者氏名、捺印し、県内分、県外分、合計欄にそれぞれレセプトの件数、点数、請求書枚数を記入します。  
また、平成17年7月1日実施の福祉医療費制度の見直しに伴い、社保福祉医療費請求欄の上段に社保福祉医療費請求件数、下段に(高)と表示し、高齢重度障害者医療費の請求件数を記入します。

この部分です。

社保福祉医療費	111件
請求件数	(高) 222件

Q2 「診療報酬請求書」が横書きの2枚1組となっていますが、請求書枚数の記入はどのようにすればよいのですか。

A2 2枚1組で「1」と記入してください。

Q3 「診療報酬総括票」の福祉医療費請求欄は、福祉医療費請求書、高齢重度障害者医療費請求書の枚数を記入するのですか。

A3 福祉医療費請求書、高齢重度障害者医療費請求書の枚数を記入するものではありません。1枚当たり20名連記となっていますので、その連記された件数の合計を記入してください。

Q4 返戻された「紙レセプト」を再請求する場合、「診療報酬総括票」を別に作成しなければいけませんか。

A4 別に作成してください。当月分、月遅れ分それぞれに「診療報酬総括票」を作成しますので、2枚必要となります。

Q5 旧総合病院の場合、「磁気レセプト」は1枚に記録することとなっていますが、「診療報酬総括票」も科目ごとに作成せずに1枚で請求すればよいのですか。

A5 「診療報酬総括票」は、科目ごとに作成して請求してください。なお、全ての科目集計を行った総合計の「診療報酬総括票」も必要となります。

Q6 旧総合病院の場合、返戻された「紙レセプト」を再請求する場合についても、「診療報酬総括票」は科目ごとに作成しなければいけませんか。

A6 科目ごとに作成して請求してください。なお、「磁気レセプト」の請求時と同様に科目集計を行った総合計の「診療報酬総括票」も必要となります。

Q7 特別療養費(資格証明書世帯)の請求は、「診療報酬総括票」の集計に入れるのですか。

A7 集計には入れません。